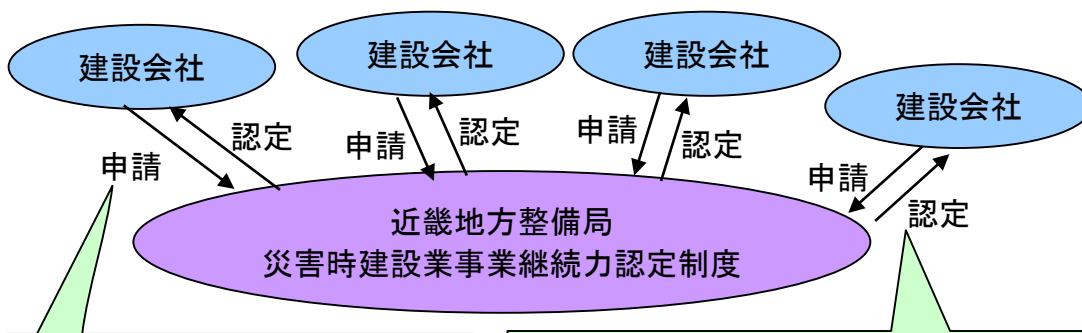


# 災害時建設業事業継続力(BCP)認定制度の概要

## 【災害時建設業事業継続力認定制度】

- ・建設会社が備えている事業継続力を近畿地方整備局が評価し、適合した建設会社に対して認定証を発行。
- ・建設会社における事業継続計画の策定を促進し、災害時の減災及び早期復旧を図る。
- ・近畿地方整備局管内における災害対応の円滑な実施及び地域防災力の向上を図る。



- ・建設業の事業継続力 (最低限の事業継続力)
- ・災害時の地域貢献

- ・事業継続力の保有 } 新規2年間
- ・災害時の地域貢献 } 更新3年間
- 入札時にインセンティブ 認定

- ・建設業事業継続計画の普及促進 → 地域防災力の向上
- ・災害時に強い近畿地方の建設業 → 企業力の向上
- ・災害時の早期復旧・復興 → 地域・社会貢献

○一般競争入札の総合評価におけるインセンティブ  
「企業の施工能力」において加点(1点)

## 【認定対象となる建設会社】以下の①②③の全てを満たす会社

- ①建設業法に基づく許可を受けている。
- ②本店、支店、営業所のいずれかが近畿地方整備局管内にある。
- ③近畿地方整備局における一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている。

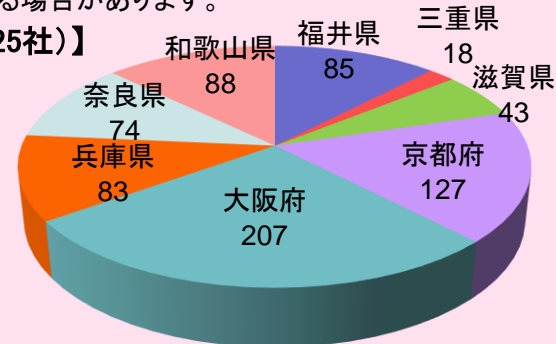
## 【申込みに必要な書類】

- ・各種申込書類、審査書類、返信用封筒
- ※詳しくは、近畿地方整備局のホームページ参照  
[https://www.kkr.mlit.go.jp/bousai\\_tec/kensetubcp/index.html](https://www.kkr.mlit.go.jp/bousai_tec/kensetubcp/index.html)

## 【留意事項】

- ・更新の申込みに際して、訓練実施評価、実災害に基づく計画書の改善についての記載内容及び費用のさほどかからない対策の進捗状況等を確認し、審査の結果、非認定となる場合があります。

## 【これまでの認定実績(725社)】



■令和5年4月1日時点の認定会社数:725社(令和4年度後期 新規15社、更新37社を認定)

■令和5年9月30日まで有効な認定社数(更新が必要です):141社

■令和5年度前期申込期間:令和5年5月1日～令和5年7月14日

■ 申込みに必要な書類は近畿地方整備局のホームページから入手できます。  
[https://www.kkr.mlit.go.jp/bousai\\_tec/kensetubcp/index.html](https://www.kkr.mlit.go.jp/bousai_tec/kensetubcp/index.html)

1



このバナーを  
クリックして下さい。

(参考)出前講座の申込み  
についてはこちらをクリック  
して下さい。

2

最下部にいきます。



このバナーを  
クリックして下さい。

